

計機健康保険連絡報

第580号

短時間労働者に対する健康保険の適用拡大について

平成29年4月より「公的年金制度の財政基盤及び最低保証機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」の一部が改正され「特定適用事業所以外の適用事業所」の事業主は、規定の同意を得て通常の労働者の4分の3未満の所定労働時間（又は日数）で働く「短時間労働者」（週の所定労働時間が20時間以上であること、雇用期間が1年以上見込まれること、賃金の月額が8万8000円以上であること、学生でないこと、の4要件を満たす労働者）の「健康保険の適用を受ける」旨の申出ができることとされました。詳細については、3月14日開催の健康保険委員会資料別紙をご覧ください。

厚生労働大臣が定める現物給与の価額の改定について

平成29年4月より現物給与の価額について改定があります。詳細については3月14日開催の健康保険委員会資料別紙または当組合ホームページをご覧ください。

被扶養者に異動があった場合は

すみやかに届出をお願いします

4月は就職等で異動が多い時期です。届出は、事由発生から5日以内に手続きをお願いします。

任意継続被保険者の手続きについて

任意継続被保険者の手続きは、資格喪失日から20日以内となっておりません。

4月は任意継続被保険者の資格取得手続きを希望される方が特に多い時期ですので、早めに手続きをするよう周知方よろしくお願ひします。

なお、任意継続の手続きについては郵送でも行えますが、組合窓口で手続きをする場合は、業務課まで電話にて日時を予約のうえ、来所するよう周知方よろしくお願ひします。

保険料の法定納付期限内納入について

毎月の保険料については、翌月末日までに納入してください。なお、2月分保険料については、年度末のため3月31日までに納入してください。

【業務課】TEL 03(3264)4332

組合診療所・巡回健診での生活習慣病健診及び

健康診断の検査項目の追加について

平成29年4月より健診の充実を図るため、血液一般の検査項目を赤血球数、色素素の2種目に加え、ヘマトクリット、白血球数、血小板数の5種目となります。

診療所での人間ドックについて

平成29年4月より健診の充実を図るため、組合員の人間ドックの検査項目に腫瘍マーカー検査（男性はCEA・CA19-9・SCC抗原、女性はCEA・CA19-9・CA125）を追加します。料金は従来通り7000円です。

なお、ピロリ菌検査については、人間ドック、婦人健診、生活習慣病健診のオプション検査のまま変更はありません。

【管理課】TEL 03(3264)4333

「医療費のお知らせ」について

10月分から12月分の「医療費のお知らせ」を3月24日（金）に事業所へ送付しますので、被保険者の皆様へ配付方よろしくお願ひします。

なお、「医療費のお知らせ」は3か月毎の発行です。

【審査課】TEL 03(3264)4427

特定保健指導について

「特定健康診査」（年齢40～74歳・各種健診に含まれる）を受検した方に、「特定健康診査の結果・判定」を送付しています。特定健康診査の結果からメタボリックシンドローム判定と特定保健指導レベルの階層化を行い、「特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）」に該当した方には「特定保健指導参加希望確認書」を同封しています。

特定保健指導は当組合や契約医療機関の他、事業所や自宅に伺う訪問型支援も行っています。

皆様の健康の保持増進のため、該当した方への周知と受診勧奨をお願ひします。

なお、巡回健診の「健診結果報告」を送付する際に、当組合が行っている「事業所訪問による保健指導等のご案内」を同封していますので、そちらも併せてご覧ください。

【保健科】TEL 03(3264)4336